

総交第73号

令和3年8月23日

山形県トラック協会 殿

山形県みらい企画創造部長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症「感染拡大防止特別集中期間」の実施について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県外との往来に起因する第5波の感染拡大に歯止めがかからず、医療崩壊が目前に迫っている状況となっております。県民の皆様の命と健康を守るためには1日も早い収束を目指す必要があります。8月20日（金）から9月12日（金）までを「感染拡大防止特別集中期間」とし、県民を挙げて感染防止対策に取り組むことといたしました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、別紙の「「感染拡大防止特別集中期間」に係る協力要請」の会員事業所等への周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

担当：みらい企画創造部 総合交通政策課
生活交通担当 上村
TEL：(023)630-3417 FAX：(023)630-3082
E-mail：uemuraa2020t@pref.yamagata.jp

「感染拡大防止特別集中期間」に係る協力要請

県内では、7月下旬からの新規感染者数の急増により、8月中旬には、県全体の病床占有率が政府の示すステージⅣの指標である50%を超えました。このままでは、本県でも医療崩壊が現実のものになる恐れがあります。

県外との往来に起因する第5波の1日も早い収束を目指し、医療提供体制の崩壊を防ぐために、8月20日(金)から9月12日(日)までを「感染拡大防止特別集中期間」とし、県民を挙げて感染防止対策に取り組みます。

不織布マスクの着用やこまめな手洗い、消毒、三密の回避などの基本的な感染拡大防止対策の徹底に加え、県民・事業者・学校関係の皆様は、下記のことについて、ご協力をお願いいたします。

1 県民への協力要請

- ・ 県外との不要不急の往来は厳に控えてください。(通勤、通学などを除く)
- ・ 外出は普段の2分の1に減らし、買い物も短時間で済ませてください。
- ・ 会食は、いつも一緒にいる人と3人以内、1時間程度で。
(お店を利用する場合は、できるだけ新型コロナ対策認証店で)
- ・ 県外との往来や家族以外の人との会食など、感染リスクが高い行動の後には、家庭内でも不織布マスクを着用してください。
- ・ ワクチンを2回接種した方も、引き続き不織布マスクを着用してください。

2 事業者への協力要請

- ・ 県外への出張は普段の2分の1に減らし、オンラインの活用などを検討してください。
- ・ 在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務など、人と人の接触の機会を減らす取組みを進めてください。
- ・ ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- ・ 体調が優れない人が、気兼ねなく休み、医療機関を受診できる環境を整備してください。

3 学校関係への協力要請

- 夏休みが終わり、学校の授業が開始されるにあたり、児童生徒の健康観察を徹底してください。
- 部活動は、自校内に限定してください。また、部活動前後での複数人による飲食は控えてください。
- 文化祭、体育祭等の学校行事は、一般公開はせず、他校との交流は控えてください。
- 県外への修学旅行は、延期・変更してください。

以上